令和２年４月13日

教職員室

**新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いについて（提案）**

**１　概要**

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言下において、教職員の感染拡大防止対策の一環として、在宅勤務に従事する府立学校の教職員の服務の取扱いを以下のとおりとする。

なお、今回の取扱いは、緊急事態宣言下における特例であり、当面の間の措置とする。

**２　在宅勤務の取扱い**

［手　　続］　学校運営等に支障のない範囲において、教職員（一部、非常勤を含む）からの前日までの申出により、１日単位で校長・准校長が承認（１日の業務量に相当する業務がある場合に限る）

［服　　務］　宅発・宅着の出張（用務先：自宅、目的：在宅勤務）

［勤務方法］　私物のＰＣ等による業務に加え、紙資料等による業務も可能

従事する教職員は開始及び終了時に校長・准校長に電子メール等で報告

　　　　　　　後日、業務報告書を校長・准校長に提出

［費　　用］　勤務にともなう光熱水費、回線使用料等は全て自己負担

［主な留意事項］

・在宅勤務に必要なデータ及び紙資料等は、予め私物のＰＣ等に送信又は持ち帰ることができる。（ただし、個人情報や機密情報を含むデータを除く）

・私物のＰＣ等を利用する際は、ウイルス対策などの利用条件を満たすものとする。自宅での私物の端末機を利用するにあたっては、同意書を所属長に提出する。

**３　実施日**　　令和２年４月15日